

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回行田市人権施策推進審議会
開 催 日 時	平成 3 0 年 8 月 2 3 日（木） 開会； 1 0 時 0 0 分・閉会； 1 0 時 3 0 分
開 催 場 所	行田市商工センター 4 0 3 会議室
出席者（委員） 氏 名	島田英男、松本忠夫、大野久江、木村友子、小暮福三、 佐々木久二、永野修之、清水威男、高鳥和子、高橋榮美、 中居武司、松岡洋行
欠席者（委員） 氏 名	山崎孝子、島田ユミ子
事 務 局	荻原学校教育部次長兼学校教育課長、村上主幹、 内田総務部次長兼人権推進課長、松本主査、杉山主任
会 議 内 容	・ 会長及び副会長の選出について ・ 行田市人権施策推進基本方針等の見直しの概要について ・ 今後のスケジュールについて
会 議 資 料	・ 行田市人権施策推進基本方針等の見直しの概要について ・ 今後のスケジュールについて ・ 現行の基本方針及び実施計画 ・ 行田市人権施策推進審議会条例 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律
そ の 他 必 要 事 項	なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司会	1 開会 2 委嘱状交付（代表受領） 市長より島田英男委員に委嘱状交付 3 あいさつ 工藤市長（挨拶後、退席） 4 自己紹介 委員及び事務局
司会	5 会長及び副会長の選出 次に、会長及び副会長の選出であるが、行田市人権施策推進審議会条例では、第5条第1項に「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されている。ご意見はあるか。
委員	（事務局に一任の声）
事務局	事務局一任の声があったので、事務局の案を発表させていただくがよろしいか。
	（意見なし）
事務局	会長を永野様、副会長を中居様にお願いしたい。
	（拍手あり）
事務局	拍手をいただいたので、本審議会会長を永野様、副会長を中居様にお願いする。
	（永野会長及び中居副会長が、会長席・副会長席に移動）
会長・副会長	（会長及び副会長 就任あいさつ）
司会	次に、議題に入るが、行田市人権施策推進審議会条例第6条
	第1項で「会議は会長が議長となる。」と規定されている。会長に議長をお願いする。
議長	6 議題 規定に基づき、しばらくの間、議長を務める。委員の皆様の ご協力をお願いする。

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
議長 議長 司会	それでは、議事に入る。 （１）行田市人権施策推進基本方針等の見直しの概要について （２）今後のスケジュールについて 以上を一括して、事務局の説明を求める。 （事務局説明） 事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。 （意見、質問なし） 以上をもって、本日の議事は終了した。ご協力ありがとうございます。 これをもって、議長の職を解かせていただく。 7 閉会